芙蓉総合リース株式会社

定款

第１章　総　則

第１条（商　号）

当会社は、芙蓉総合リース株式会社と称し、英文では、Fuyo General Lease Co.,Ltd. と表示する。

第２条（目　的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．下記の物件および権利のリース業

(1)機械・器具・工具類

工作機械および工具類

鉱山・選鉱機械、建設土木機械、荷役・運搬機器

化学機械および装置、冷凍機、繊維機械

林業・水産用機械、その他の産業機械

精密機器、計測機器、光学機器

事務用機械器具

電気・電子機器および装置

自動車、鉄道車輌、船舶、航空機、その他の輸送機械

通信機器、医療保健用機器

商業店舗用設備機器

洗車場等のサービス施設用設備機器

(2)不動産

(3)商標権、特許権、実用新案権、意匠権等の無体財産権

２．前号に掲げた物件および権利の売買、割賦販売および輸出入業務

３．古物営業

４．金融業務

５．不動産の仲介、鑑定および管理業務

６．発電事業および電力をはじめとするエネルギーの供給、売買等に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品・サービスの提供に関する事業

７．企業経営等に関するコンサルティング業務

８．他の事業者に係る管理業務・情報処理業務等のアウトソーシング受託業務および支援業務

９．第二種金融商品取引業
10. 金銭清算事務および集金代行業務
11. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
12. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第３条（本店所在地）
当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第４条（機　関）
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

第５条（公告方法）
当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第２章　株　式

第６条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、3 億株とする。

第７条（自己の株式の取得）
当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第８条（単元株式数）
当会社の単元株式数は、１００株とする。

第９条（単元未満株式についての権利）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第１０条（株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第１１条（株式取扱規程）
当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株 主 総 会

第１２条（招集の時期）
当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第１３条（株主総会の招集地）
当会社の株主総会は、東京都の特別区内において招集する。

第１４条（定時株主総会の基準日）
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、　毎年３月３１日とする。

第１５条（招集権者および議長）
株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第１６条（電子提供措置等）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２ 当会社は、前項の措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第１７条（株主総会の決議方法）
株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

第１８条（議決権の代理行使）
株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第１９条（株主総会の議事録）
株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

第２０条（員　数）
当会社の取締役は、１５名以内とする。

第２１条（選任方法）
取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

３．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第２２条（任　期）

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第２３条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第２４条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第２５条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。

２．当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第２６条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

第２７条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第２８条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを

除く）との間で、法令の定める限度まで取締役の責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役および監査役会

第２９条（員　数）
当会社の監査役は、６名以内とする。

第３０条（選任方法）
監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第３１条（任　期）
監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会社法第３２９条第３項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役の任期は、補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第３２条（常勤の監査役）
監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第３３条（監査役会の招集通知）
監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第３４条（監査役会の決議方法）
監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。

第３５条（監査役会の議事録）
監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

第３６条（監査役会規程）
監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第３７条（監査役の責任免除）
当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

第３８条（選任方法）
会計監査人は、株主総会において選任する。

２．会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第３９条（任　期）
会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第４０条（会計監査人の責任限定契約）
当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、法令の定める限度

まで会計監査人の責任を限定する契約を締結することができる。

第７章　計 算

第４１条（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

第４２条（剰余金の配当）
当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行なう。

第４３条（中間配当）
当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

第４４条（配当金の除斥期間）
剰余金の配当金（中間配当金を含む。以下同じ）については、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払の剰余金の配当金には、利息をつけない。

以 上